

令和7年度 地域包括支援センターの 業務委託について

令和7年2月28日

令和7年度佐世保市地域包括支援センター運営体制と業務委託

令和7年度の運営体制は次のとおり。法人からの継続意向や今年度第2回運営協議会にて一定の評価をいただいたことから、現受託法人へ継続して委託する予定。

委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

センター	運営委託予定法人	人員体制				高齢者人口※1	委託料予算額 (事務員配置有) (円)
		常勤	非常勤	事務補助	計		
早岐	社会福祉法人 朋友会	8	1	1	10	14,340	54,723,000
日宇	社会医療法人財団 白十字会	5	0	1	6	7,848	35,177,950
山澄	医療法人 光省会	6	1	1	8	10,761	46,904,000
中部	社会福祉法人 幼老育成会	4	0	1	5	5,699	29,315,000
清水	社会福祉法人 佐世保白寿会	5	0	1	6	8,270	35,150,000
大野	株式会社 あいず	6	0	1	7	9,587	41,041,000
相浦	医療法人 愛健会	7	2	1	10※2	13,255	53,131,440
吉井	社会福祉法人 あしたば会	4	0	1	5	6,822	29,315,000
宇久	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	1	0	0	1	1,069	11,726,000
合計		46	3	8	58	77,641	336,483,390

※1 は高齢者人口はR6.10.1現在（第1号被保険者数）

※2 相浦は高島配置看護師を含む

①事務員配置に伴う設置基準等(案)について

目的:地域包括支援センター(以下センター)における書類整理やデータ管理などの事務業務を効率的に処理できる事務員の配置により、専門職の負担を軽減し、**専門性を活かす業務に専念できる環境**を整えるもの

事務員配置基準

(1)事務員の配置数

- ・各センター内に1名。ただし、常勤換算法による配置も可能とする。
- ・事務員の配置は各法人及びセンターの判断により決定する。

(2)勤務形態に関する基準

- ・事務員は、常勤（フルタイム）または非常勤（パートタイム）で勤務できるとする。
- ・各センターの業務量やニーズに応じて、勤務時間を調整できる。
- ・シフト制の導入により、営業時間中の必要な業務を滞りなく進める体制を確保する。

(3)必要な資格

- ・資格は問わない

(4)事務業務の主な内容（案）

窓口対応(電話対応、来客受付)	提供票作成・整理	主治医意見書の依頼・受取
相談受付票等データ入力	介護事業所等への書類受取・整理	市（県）への統計集計・報告
地域ケア個別会議等の準備	セルフマネジメントデータ管理・請求	物品管理・購入
一般介護予防事業書類作成	住宅改修請求	労務関係（職員の勤務管理等）
市や関係機関への書類受渡	給付管理	車両管理
	委託分書類整理	郵便物管理
		OA機器の管理や業者との調整
		文書管理（メール受信や回覧）

R5照会「事務員業務量調査」より

令和7年度 地域包括支援センターの運営 方針及び事業計画について

●市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「佐世保市地域包括支援センター運営方針」を定めている。

(根拠法令：介護保険法第115条の4第1項)

各地域包括支援センターは、この運営方針に基づき、業務遂行のためにセンターの目的や業務内容に沿った年度ごとの事業計画を立て、計画における重点的に取り組む事項を反映した具体的な活動を行っている。

<昨年度からの変更点について>

基本的な方針10項目に変更はなし

(3) 地域包括支援ネットワークの構築方針中にあった「認知症に関する見守りや支援ができる地域づくり」の文言を削除

削除理由

認知症に関するネットワークは、地域支援事業の認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）であり、包括的支援業務において認知症支援のため地域づくりを方針として示すのは適切でないと考えため。

他は、表現の軽微な修正

変更内容は「R6-R7(案) 比較表」を参照

地域包括支援センター運営方針

R7 年度（案）	R6 年度
基本的な運営方針 （１） 地域包括ケアシステムの構築方針 ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備 ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築 ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり ・高齢者の社会参加や生きがいつくりによる介護予防の推進 （２） 地域のニーズに応じた業務の方針 ・地域のニーズに即した事業の展開 ・地域が抱える課題の解決 （３） 地域包括支援ネットワークの構築方針 ・関係機関と連携し把握した地域課題を解決するための、仕組みづくりとネットワークの構築 ・高齢者虐待及び消費被害について、正しい知識と理解を持ち、発生した場合の適切な支援と未然に防ぐ関係づくり ・生活支援コーディネーターと緊密に連携・調整できる体制づくり （４） 介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業等）の実施方針 ・高齢者の自立支援・重度化防止等を図るための適切なアセスメントの実施	基本的な運営方針 （１） 地域包括ケアシステムの構築方針 ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備 ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築 ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり ・高齢者の社会参加や生きがいつくりによる介護予防の推進 （２） 地域のニーズに応じた業務の方針 ・地域のニーズに即した事業の展開 ・地域が抱える課題の解決 （３） 地域ネットワークの構築方針 ・関係機関と連携し把握した地域課題を解決するための、仕組みづくりとネットワークの構築 ・高齢者虐待及び消費被害について、正しい知識と理解を持ち、発生した場合の適切な支援と未然に防ぐ地域づくり ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、見守りや支援ができる地域づくり ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参画 （４） 介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業等）の実施方針 ・高齢者の自立支援・重度化防止等を図るための適切なアセスメン

R7 年度（案）	R6 年度
・セルフマネジメント定着のため、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進 （５）包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施方針 ・圏域及び委託先の地域の介護支援専門員が、相談できる体制の確保 ・定期的な情報交換会や勉強会の開催などによる介護支援専門員の資質向上 ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域全体を対象とする適切なケアマネジメントの推進 ・地域の職能団体や医療機関等との、適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携による体制づくり ・生活支援体制整備事業における協議体への参画 （６）地域ケア会議の運営方針 ・個別ケースの課題解決や分析を行うことによる地域課題の把握 ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上 ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 （７）市等との連携方針 ・市等の公的機関や関係機関と日常的に連携を図るとともに、相互に協力できる関係づくり	トの実施 ・セルフマネジメント定着のため、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進 （５）包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施方針 ・圏域及び委託先の地域の介護支援専門員が、相談できる体制の確保 ・定期的な情報交換会や勉強会の開催などによる介護支援専門員の資質向上 ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域全体を対象とする適切なケアマネジメントの推進 ・地域の職能団体や医療機関等との、適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携による体制づくり （６）地域ケア会議の運営方針 ・個別ケースの課題解決や分析を行うことによる地域課題の把握 ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上 ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 （７）市等との連携方針 ・市等の公的機関や関係機関と日常的に連携を図るとともに、相互に協力できる関係づくり

R7 年度（案）	R6 年度
(8) 公正・中立性確保のための方針 ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施 (9) 認知症施策への協力量針 ・認知症の人やその家族を地域で支えるため、関係機関との連携や地域の協力を得ながら継続的な支援の実施 ・認知症の早期診断や早期対応に向けて、医療機関や認知症地域支援推進員との連携、協力体制の整備 (10) 地域共生社会の実現に向けての方針 ・重層的支援体制整備事業の推進 ・子ども・障がい・生活困窮といった分野の関係機関との連携、協力	(8) 公正・中立性確保のための方針 ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施 (9) 認知症施策への協力量針 ・認知症の人やその家族を地域で支えるため、関係機関との連携や地域の協力を得ながら継続的な支援の実施 ・認知症の早期診断や早期対応に向けて、医療機関や認知症地域支援推進員との連携、協力体制の整備 (10) 地域共生社会の実現に向けての方針 ・重層的支援体制整備事業の推進 ・子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野の関係機関との連携、協力体制の整備

令和7年度佐世保市地域包括支援センター運営方針（案）

佐世保市保健福祉部長寿社会課

基本的な運営方針

（1）地域包括ケアシステムの構築方針

- ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備
- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
- ・高齢者の社会参加や生きがいづくりによる介護予防の推進

（2）地域のニーズに応じた業務の方針

- ・地域のニーズに即した事業の展開
- ・地域が抱える課題の解決

（3）地域包括支援ネットワークの構築方針

- ・関係機関と連携し把握した地域課題を解決するための、仕組みづくりとネットワークの構築
- ・高齢者虐待及び消費被害について、正しい知識と理解を持ち、発生した場合の適切な支援と未然に防ぐ関係づくり
- ・生活支援コーディネーターと緊密に連携・調整できる体制づくり

（4）介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・高齢者の自立支援・重度化防止等を図るための適切なアセスメントの実施
- ・セルフマネジメント定着のため、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

（5）包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施方針

- ・圏域及び委託先の地域の介護支援専門員が、相談できる体制の確保
- ・定期的な情報交換会や勉強会の開催などによる介護支援専門員の資質向上
- ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域全体を対象とする適切なケアマネジメントの推進
- ・地域の職能団体や医療機関等との、適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携による体制づくり
- ・生活支援体制整備事業における協議体への参画

（6）地域ケア会議の運営方針

- ・個別ケースの課題解決や分析を行うことによる地域課題の把握
- ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上
- ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(7) 市等との連携方針

- ・市等の公的機関や関係機関と日常的に連携を図るとともに、相互に協力できる関係づくり

(8) 公正・中立性確保のための方針

- ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施

(9) 認知症施策への協力方針

- ・認知症の人やその家族を地域で支えるため、関係機関との連携や地域の協力を得ながら継続的な支援の実施
- ・認知症の早期診断や早期対応に向けて、医療機関や認知症地域支援推進員との連携、協力体制の整備

(10) 地域共生社会の実現に向けての方針

- ・重層的支援体制整備事業の推進
- ・子ども・障がい・生活困窮といった分野の関係機関との連携、協力

令和7年度 佐世保市早岐地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市早岐地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題（※地域ケア会議での課題も含む）

担当地区	現状と課題
宮・広田地区	宮地区は長年住んでいる方が多く高齢化率が高い中、地域住民のつながりが深く、助け合いの意識も高い地域。民生委員や老人クラブの方を中心とした地域活動、住民主体の通いの場での介護予防活動などが熱心に行われている。自治協議会が主体となり、日常の困り事などについて住民アンケートを実施されるなど、支え合いの地域づくりを推進されている。 広田地区はショッピングモールもあり、買物など日常生活を送るうえで利便性が高い地域。新興住宅が建ち若い世代が多いことから、昔ながらの関係が若干薄い面がみられることもあり、地域活動などで交流をもち、世代間で支え合うまちづくりを推進されている。
三川内地区	高齢化率が高い中、住民のつながりが深く地域行事も盛んな地域。地域の方が中心となり、高齢者の方の閉じこもり防止や介護予防を目的とした住民主体の通いの場での活動が熱心に行われている。地域をあげてコスモロードを整備されるなど環境美化にも取り組まれている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など地域全体での支え合いを推進されている。
針尾・江上地区	針尾地区は高齢化率が高い中、民生委員の方などを中心に、介護予防やサロン活動など身近な場所で交流できる集いの場を運営されている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など、支え合いの地域づくりを推進されている。 江上地区は自治協議会を中心に地域行事や食事会、身近な場所への通いの場づくりなどが熱心に行われている。地域支え合い推進会議での困り事としての意見をきっかけに、住民の方々がベンチを作成して各バス停に設置されるなど、地域全体での支え合いを推進されている。
早岐地区	人口・高齢者数ともに他地域と比較して多い地域。中心地は交通の便が良く、スーパーや病院なども多くあり社会資源が充足している一方、山沿いなどでは日常生活面で不便な地区もある。全体的に公民館活動や身近な場所での住民主体の介護予防の取り組みも盛んに行われている。公営住宅に長年住む高齢者夫婦や高齢者のみの世帯も多く、地域で孤立している方もみられることから民生委員の方による見守り活動が熱心に行われている。地域課題の解決に向けて生活ニーズ調査を実施されるなど、支え合いの地域づくりを推進されている。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・日常生活におけるセルフマネジメント定着の推進による介護予防・重度化防止	・フレイルや転倒など要介護状態になる要因にアプローチしたケアマネジメントを実践する。また、口腔ケアや栄養・食事など日常生活でのセルフマネジメントの定着による介護予防・重度化防止を推進する。 ・ご本人やご家族のご意向、心身状態や置かれている環境などを勘案したアセスメントを実施し、ご本人の意欲を引き出す自立支援の視点をもったケアプランを作成する。 ・地域ケア個別会議での専門職からの助言や自宅訪問などを通して、運動機能の改善だけではなく地域活動やインフォーマルサービスなどを活用した生きがいにつながる支援を実践する。 ・専門職が短期間・集中的に関わり、実現したい目標を設定することで生活機能の改善が図られる方は「きらっと元気教室」の利用を検討するなど心身状況や生活環境に応じたケアマネジメントを実践する。
	【総合相談支援事業】 ・複雑化・複合化したご相談に対する多機関協働事業を中心としたチームとしての支援	・介護に関するご相談に対して、ご自宅訪問によるご本人の心身状態や住居環境などの状況把握を行い、適切な介護サービスやインフォーマルサービスなどの活用により地域での継続した生活を支援する。 ・認知症のため行方不明になる心配があるご高齢者に対しては、「佐世保市認知症高齢者見守り支援事業」などの制度を積極的に活用し、ご本人やご家族が地域の中で安心して生活が継続できるよう支援する。認知症の状態に応じては、認知症地域支援推進員などと連携し、認知症初期集中支援チームとしての対応を図る。 ・障がい福祉や生活困窮など世帯全体に関わる複雑化・複合化したご相談を一体的に受け止め、必要に応じて多機関協働事業を中心とした重層的支援会議を活用しチームとして対応する。 ・自治協議会や地域行事などへの参加をはじめ、老人クラブでの講話など積極的に地域に出向き、ご高齢者の身近な相談機関としての周知活動を行う。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【権利擁護事業】 ・高齢者虐待などの権利侵害を未然に防ぐ地域づくりと関係機関との連携強化	・成年後見制度については、認知症による判断能力低下により財産管理などに不安がある高齢者に対し、置かれている環境などを十分に勘案し、必要に応じて市長申立てを含む申立て支援を行う。また、複雑で支援困難なケースは中核機関の専門職会議において司法や医療などの方々と連携した支援を行う。制度の利用促進に向けては佐世保市の基本計画に沿って地域住民への普及啓発を行う。 ・ニセ電話詐欺などの消費者被害については、警察署や消費生活センターなどの佐世保市消費者被害防止ネットワークと連携した対応を図るとともに、講話や広報チラシの配布などにより地域住民への注意喚起を行う。 ・高齢者虐待については、相談受付時から虐待の可能性の視点を持ち、日常的に民生児童委員や介護支援専門員の方々と連携を取り早期発見・早期対応を図る。虐待の疑いがあるケースは状況などから緊急性を判断し長寿社会課と協働した対応を図る。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議などを通じた自立支援・重度化防止に対する更なる理解とスキルアップ	・地域ケア個別会議を定期的に開催し、個別ケースにおける専門職からの助言や自宅訪問などを通して自立支援・重度化防止に視点を置いた支援内容を検討する。検討した全ケースについてモニタリングなどから状況を把握し継続した支援を行う。 ・高齢者が出来る限り在宅での生活を継続できるよう、入退院時における医療機関をはじめ、リハビリテーション専門職や介護サービス事業所などと連携を図り、介護サービスやインフォーマルサービスを活用した支援を行う。 ・早岐地域ケアマネ交流会を開催し、事例検討や意見交換、日常業務に関連する関係部署からの講話などを行うことにより、地域の介護支援専門員の自立支援・重度化防止などに対するケアマネジメント力のスキルアップを図る。 ・地域の介護支援専門員が支援困難なケースに関わっている際には、必要に応じて助言や同行訪問のサポートを行うなど、更なる実践力の向上につながる支援に努める。
	【一般介護予防事業】 ・多職種連携による多世代の地域住民に向けたフレイル予防の啓発	・フレイル予防や生活習慣病予防、お口の健康に関する講話など、老人クラブや通いの場に出向いた健康教育を行い、地域住民の介護予防や健康寿命の延伸への理解を深める。 ・いきいき百歳体操などの通いの場にリハビリテーション専門職や管理栄養士などに参加していただき、栄養・食事、認知症、服薬などの講話や体力測定の協力を得ることにより地域介護予防活動の更なる活性化と質の向上を図る。 ・通いの場での「物忘れプログラム」などにより認知症の方の早期発見に努め、適時、医療機関の受診や介護サービスの利用につなげる。また、必要に応じて座学・運動・知的活動のプログラムを集団で行う「脳活教室」を活用した支援を行う。 ・家族や友人との定期的な交流がなく、外出の目的が通院や買い物のみなど閉じこもり傾向にある高齢者に対しては、「元気アップ教室」などを活用し、社会参加への促しや運動する習慣が身につくよう支援に努める。

4. 総括

活 地 域 目 標 と 支 援 セ ン タ ー と し て の	(活動目標) ・高齢者をはじめ多世代の地域住民の皆さんが健康増進やフレイル予防に関心をもち主体的に取り組む動機づけとなるよう、多くの地域住民が参加されるコミュニティセンターまつりにおいて、歯科医師・薬剤師・管理栄養士・理学療法士などの多職種が連携したイベントを開催し、それぞれの立場に応じた啓発活動や来場者への相談対応などを行う。 ・地域共生社会の実現に向け、地域ケア個別会議や地域活動などで把握した地域課題や好事例について、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会など関係機関と情報共有し、相互協力による「支え合いの地域づくり」を推進する。また、障がい福祉や生活困窮など高齢者や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、ご相談を一体的に受け止め、必要に応じて、重層的支援体制整備事業における包括的な支援体制となる重層的支援会議において関係機関と協働した対応を図る。 (課題) ・多世代の地域住民に向けた健康増進やフレイル予防に関するイベントを継続的に開催していくためには、自治協議会など地域の皆さんをはじめ、各専門職や大学生など若い方々に参加していただくことが不可欠であることから、その理解と協力が得られるよう関係各所に働きかける。
--	---

令和7年度 佐世保市日宇地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市日宇地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日宇地区	【大和町】西・北・東の3地区に分かれており、西は山澄包括担当となっている。北においては地域にあるグループホームとの連携が取れており、介護予防活動に限らず町ぐるみの活動が定着している。高台まで住宅が広がっており移動手段が課題であるが、一部の地域では乗り合いタクシーが運行されている。北も東も民生委員が中心となってサロン活動が毎週行われている。 【日宇町】3地区に分かれているが、各地区とも週1回のサロン活動を継続。大和町と同様、高台まで住宅が広がっており移動手段が課題だが、一部の地域では乗り合いタクシーが運行されている。サロンの場所によっては介護老人福祉施設の送迎支援の協力が継続できている。 【白岳・沖新町】新興住宅地や大型スーパー近辺にアパートが多く、町内会に未加入の若い世代も多い。白岳2組は結束力が強く、地区の見守りや公民館での活動も根付いている。他の地区は高齢者数も少なく、サロン活動には至っていない。
黒髪地区	市内一広い町で日宇圏域全人口の約3分の1にあたる。7地区に分かれていて、昔から住んでいる地元住民と大きな住宅地が交じり合う地区でもあり、各自治会の個性がある。参加人数の差はあるが、6地区において週1回のサロン活動を継続していたが、2カ所のサロンにおいては参加者が増えず存続が危うい。高低差もあり交通や買物の利便性が悪い地区が広範囲あり、地域活動の拠点である公民館への移動距離も長く坂道である。バスが廃線になった箇所に乗合タクシーがあるが、予約制で活用的是少ない。移転したスーパーが行っている買物送迎車を利用されている方が増えている。
大塔地区	【卸本町】企業団地がある地区に新たにスーパーもできて車通りも増え、地域の方々の買物先も増えた。住宅地では民生委員がリーダーとなり週1回のサロン活動を継続。地区にあるサービス事業所がサロンに出向き、徐々に相互の協力関係ができていく。 【大岳台町】約50年が経過した住宅地であり、高齢化率が圏域で一番高いが介護認定率は低い。町内で毎年桜まつりや夏祭りを開催する結束力がある。町内は概ね平地で移動しやすいが、バスの便がかなり少なくなっている。民生委員の地域回りから上がってくる相談者も多い。民生委員がリーダーとなり週1回のサロン活動は活発である。 【もみじが丘町】新興住宅地で新たな一町となり約30年が経過、高齢化率は圏域の中では低い。今後高齢化が一気に進むことが予測される。一方、県営・市営住宅が何棟もあり、人の出入りの把握が難しく、独居や高齢者世帯が増えてきている。4地区に分かれており経済面など家族構成の差が大きい。3地区は週1回のサロン活動継続、内1地区では自治会で保健福祉部を創設し、独居の方に声かけ訪問活動を継続できている。 【ひうみ町】白岳町や大塔町などにまたがる新興住宅地。徐々に家が建ち増えており、地区の小学生生徒数も増えている。黒髪町から移転したスーパーでは買物送迎車が運行、送迎範囲内に全圏域が含まれており利用者数も多い。また、生活支援コーディネーターがスーパーに働きかけ、「お買い物ついでに気軽にできる新しい介護予防サービス」として「ららトレ」をスタート、モデル化して他地域の系列スーパーでの取り組みも期待できる。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援業務	【介護予防ケアマネジメント事業】 - 適切なアセスメントとマネジメント - セルフマネジメント定着	- 生活環境や日常生活の状況等、地域とのつながりも含めて総合的にアセスメントを行い、ご本人の希望や意欲、生きがいを引き出していく対話の実践 - 介護予防の必要性について説明し、自立支援の観点をふまえ、サロン活動への参加や生活支援サポーター等の自助互助に基づいた、社会資源の活用提案の推進
	【総合相談支援事業】 チームアプローチによる多様な相談支援対応	- 認知症に関する正しい知識と対応技術に基づき、診療や介護保険サービス利用等につなぎ、見守り登録や地域での見守りネットワーク形成も図るなど、安心した生活を確保するための支えを増やす - 多様な問題においては他分野・多機関と連携を図り、解決に向けた協働の継続

	業務	具体的な取組み内容
包括的支援業務	【権利擁護事業】 ・権利擁護の普及啓発 ・安心な暮らしを支えるための成年後見制度の活用推進	・警察と連携した特殊詐欺等の情報を、定期的に通所型事業所や訪問型事業所、居宅介護支援事業所等に発信して、啓発を促進・全職員が支援する方の権利擁護への意識を高め、早期に関係機関につなぐことができる ・民生委員やサロン等に向けて、高齢者虐待の防止、成年後見制度等の権利擁護について、啓発普及活動 ・サービス事業所や居宅介護支援事業所に向けて虐待防止への意識を高めるために、予防の視点の普及啓発
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域支援ネットワーク形成の推進	・地域ケア個別会議を通して、CMや事業所等の参加者が、自助互助の考え方やセルフマネジメントを高める視点を身に付ける ・助言者の同行訪問等により、その方に応じた専門職のアウトリーチ支援の充実 ・地域課題において生活支援コーディネーターと情報共有し、地域の自主的な取り組みとも連携を図り、地域資源充実への支援 ・地域住民に関わる医療機関やサービス事業所等、様々な地域の社会資源とのネットワーク形成の推進と、包括への相談や情報を集約することができる連携
	【一般介護予防事業】 ・地域の自主活動の充実に向けた支援 ・地域住民個々への介護予防活動の普及	・既存のサロンにおいては、包括からの支援に加え、サロン後方支援体制（日宇よかよかネット）へ加入している事業所との連携の調整や、活用の推進 ・それぞれのサロンに応じて、セルフマネジメント力を高める生活習慣病予防や認知症予防等の健康教育を、計画的に行う ・全サロンにおいて、定期的に体力テストを実施し、前回の測定値との比較等から、気になる結果の方へ個別のアプローチを行う ・定期的にインボディ測定を実施し、得たデータに基づき、適宜栄養士による個別指導や講話の提案を行う ・サロン自らが介護予防活動の充実が図れるように、レクリエーション指導者等の多様な情報を発信し、互助の力を強化する支援

4. 総括

地域包括支援センターとしての活動目標と課題	【活動目標】 ・地域住民自身や高齢者自らが介護予防に取り組み、セルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発と、見守り気付きあえる地域ネットワーク形成の促進 【課題】 ・多世代を含む複雑化した課題に対応できる職員の育成と人員確保 ・重層的支援体制を活用するための連携強化 ・ICT活用と業務効率化の推進に伴うワークライフバランスの定着や人材確保
-----------------------	--

令和7年度 佐世保市山澄地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市山澄地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
圏域共通	これまでの支え手側の住民が高齢になり、役割の喪失やフレイル段階に近づいている。病院や地域住民だけでなく、対象者のフレイルに気づいた歯科医院からの相談も増加している傾向にある。早期の介護予防、専門職との連携等が今後はより一層必要である。また、昨年度は猛暑の影響による緊急対応も増加。身寄りがいない、経済的困窮、身体機能や認知機能の低下、8050問題など、包括だけでの課題解決が困難である高齢者に対し、関係機関とのチームアプローチを充実させる必要がある。
山澄地区	峰坂町では「坂道のみねカフェ」という新たな地域資源が創出された。既存の介護予防活動と併せて、専門職と協働し活動している。また、白南風地区ではごみ捨てに着目した「ごみへるサポートしらはえ」が始動した。これらの活動を、まずは地域の介護事業所に周知し、活動を通じて地域住民と介護事業所が気兼ねなく連携できるようなきっかけづくりが必要である。また、町内会に加入していないマンションについては、まずはキーパーソンとなる住民とともにニーズ把握を行っていく。
南地区	斜面密集市街地である東山町に、東山町1号線が開通。しかし、高齢者の生活道路として捉えようと急勾配であり、フレイル状態の高齢者の外出意欲を妨げる要因の一つとも考えられる。一方で、南地区自治協議会の活動は医療機関や民間企業とも共催しており、とても活発である。その強みを活かし、まずは住民だけでなく介護事業所や企業とも「高齢になることで生じるバリア・課題」を共有するところから始めていく。
崎辺地区	バスのダイヤ改正に伴い、バス路線の変更や減便が発生している。元気高齢者は外出先の選択肢が増えた一方で、フレイル状態の高齢者にとっては病院や買い物であっても外出機会の減少が加速している。特に歯科受診においては、他科受診に比べて優先順位が低い。一方で、サロン活動は活発であるため、ポピュレーションアプローチを継続しつつ、オーラルフレイルに介入することで元の暮らしを取り戻した成功体験を積み重ねていく。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】	・介護保険サービス初回導入時より、担当プランナー、生活支援コーディネーター、3職種と「運動・栄養・口腔・服薬」における課題の連動性に着目し協議。多角的な視点でアセスメントを行うことで、多様な選択肢を本人に示して本人らしい暮らしを支援する。 ・身体機能の回復のみならず、普段の活動や社会参加にも着目する。ポジティブフィードバックを重視し、本人が自信を取り戻した上で介護保険サービスを卒業できるよう支援を行う。
	【総合相談支援事業】	・民生委員をはじめ、医療機関や企業も含めた関係機関と連携し、フレイルの早期発見・早期介入につなげる。 ・相談受付の際からフレイルの特徴の一つである可逆性を念頭に置き、介護保険サービスの提案だけに留まらず、本人らしい暮らしを取り戻すための相談対応ができるよう研鑽する。
	【権利擁護事業】	・経済的困窮、虐待の疑い、家族の事情など多重課題である高齢者に対し、関係機関に加え、地域住民の協力や認知症に関連する事業なども視野に入れ、チームアプローチによる課題解決を目指す。 ・成年後見制度や意思決定支援について、地域住民や介護・福祉関係事業所等とともに学ぶ機会を作り、より充実した個別支援ができるようスキルアップを目指す。

包括的支援事業	業務	具体的な取組み内容
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】	・地域ケア個別会議の運営において、事前打ち合わせ、事前・事後訪問を担当者と共に行うことで、本人が地域で自分らしく暮らしていくためのニーズをさらに掘り下げていく。専門職による多角的な視点での助言や、地域資源の情報共有などを行うことで、元氣な暮らしを取り戻していく過程を本人だけでなく支援者も体感していく。 ・退院時支援や要介護への移行時など、ケアマネージャー後方支援に重点を置き、担当者とともに本人や家族の思いに寄り添った支援を行う。
	【一般介護予防事業】	・介護予防団体等における、介護・認知症予防、オーラルフレイルや生活習慣病の重症化予防の支援を通じて、自身の住む地域住民に発信できるリーダーの育成を目指す。 ・参加者の健康観を高めることができるよう、地域活動と専門職とのマッチングを積極的に行う。また、参加者をはじめ地域住民が健康寿命延伸のための手段の一つとして、気兼ねなく専門職を選択できるよう、専門職との同行訪問を行う。

4. 総括

活動地域目録と包括的支援課題のセ	「高齢者の元氣な暮らしを支える相談職」として、改めて各事業や互いの職種の役割を理解し、各々の専門職の視点のみでなくチームアプローチを意識し、支援を行う。 職員が個別・地域支援を通じ「高齢者が元氣な暮らしを取り戻す」過程を高齡者本人と体感することで、引き続き職員の働きがい・生産性向上にも取り組む。
------------------	--

令和7年度 佐世保市中部地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市中部地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題（※地域ケア会議での課題も含む）

担当地区	現状と課題
光園地区	現状: 大型マンション建設中(イオン四ヶ町跡地)、また、(松浦町)建設予定も続いており、高齢者の住人の把握が困難化する。イオン佐世保店の閉鎖に伴い、買い物物の配達してくれる機関も無くなり、出かける機会も減ってきている。買い物支援が必要な方が増えたが、対応出来る訪問介護事業所も減っている。 課題: マンション住人の高齢者の把握が難しい。高齢者の 買い物支援などのサービス事業所も減少、有償ボランティアの活動が出来るような地域づくりが課題となる。
戸尾地区	現状: 高齢化率ほぼ横ばい、大型マンションに住んでいる高齢者の相談件数が少しずつ増えてきている。高齢者のみの世帯割合が4地区の中で一番高い。マンション住人を中心としたサロンが京坪町に立ち上がり、高齢者の情報把握にも繋がっている。 課題: 高齢世帯、独居高齢者の孤立化防止の為、関係機関や地域住民との情報共有が重要となる。
山手地区	現状: 生活支援サポーターがおり、独居高齢者の支援が出来る状況ではあるが、支援者の高齢化も高くなっている。サロンの数は多いが坂、階段が多い地区でもあり、また、サロンリーダーの高齢化もあり継続支援が必要である。 課題: 高齢化率も中部地区で一番高く、老々介護のケースも増加。空き家も多く、地域の昔馴染みの方も減っている。孤立化しないよう民生委員の協力を得ながら情報共有を強化する。サロンリーダーの育成が課題となる。
小佐世保地区	現状: 高齢化率がやや減少。サロンは充実しており、リーダーの方々も運動支援隊、生活支援サポーターを取得されており、活動内容もバラエティー豊富。活躍されている男性の数が多い。バス通りにコンビニが出来たので買い物に出かける機会が出来たが、バス通りより上の通りは、坂、階段が多く、買い物、外出困難は依然続いている。 生活支援サポーターに依頼し、支え合いマッチングの協力を得る機会が増えている。 課題: サロン参加者の高齢化もあり、参加者が減少しているサロンもあるため、継続支援が必要である。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取組み内容
包括支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援の視点でセルフマネジメントを行う。 ・地域の社会資源の抽出と活用	・サービス利用希望の相談があれば、必ず自宅を訪問しアセスメントを行い適切な支援を行う。 ・地域ケア個別会議で専門職から助言をもらい、また本人宅に訪問してもらい、本人・家族に直接具体的な内容を伝えてもらい、目標が達成できるよう自立に向けた支援を行う。 ・セルフマネジメントを実施することで、本人に自信をもって頂けるような声掛けを心がけ、自己管理、自立心をもって目標に取り組んで貰えるよう助言し支援する。 ・生活支援コーディネーターと社会資源の情報を共有し、包括内で社会資源の活用意識を高める。また、地域の社会資源の情報収集にも努め、地域の住民主体の通いの場などの活用も勧める。
	【総合相談支援事業】 ・包括的な相談支援の体制づくり	・新規申請の相談はできる限り自宅を訪問し、生活状況を確認した上でインフォーマルサービスを含めた適切な支援を行う。 ・本人、世帯が抱える問題(相談)を3職種で共有し、課題を整理し、関係機関と連携を図り、適切なサービスに繋ぎ課題解決に努める。 ・複雑化した問題は多機関に協力を仰ぎ、協働で問題解決に取り組めるように、各専門機関にと連携、協力体制を構築し気軽に相談し合える関係づくりに努める。 ・軽度認知症が疑われる方へのフォローを3職種で検討し、医療機関と連携して早期対応に努める。
	【権利擁護事業】 ・高齢者の権利擁護の普及啓発 ・専門職との連携強化	・高齢者の集まりの場に出向き、高齢者を取り巻く問題や事件などの最新の情報や具体的な事例を紹介しながら啓発に努め、虐待、消費者被害、金銭管理などの問題を抱える高齢者の早期発見、早期対応ができるように、地域住民にも最新の情報を届けていく。 ・独居高齢者、軽度認知症の高齢者の増加に伴い、成年後見制度の活用の普及啓発に努め、社会福祉協議会をはじめ、他の専門機関と連携を行い、適切な支援に繋げる。

	業務	具体的な取り組み内容
包括支援事業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア会議を用いた適切なケアマネジメントの推進 ・第2層SCと協働した関係機関とのネットワーク維持、構築	・山澄、清水包括と合同で圏域内の介護支援専門員との事例検討、勉強会を開催し、顔の見える相談しやすい関係づくりと適切なケアマネジメントの推進に努める。 ・地域ケア会議として課題抽出会議や医療機関との多職種連携勉強会などを行い、地域課題の共有やネットワークの維持構築を行う。 ・第2層SCと共に事業所、専門職の社会貢献団体「ちゅーぶ応援隊」への参加呼びかけ、関係機関との協力体制づくりを行う。
	【一般介護予防事業】 ・サロンの継続、活性化の支援 ・介護予防の普及啓発と早期介入による介護予防支援	・サロンや地域の集まりの場に出向き、健康教育（生活習慣病、フレイル、認知症予防など）を計画的に行い、介護予防に対する意識・意欲の向上に努める。 ・サロン間の交流を図る目的で例年通り「サロン交流会」を開催する。 ・サロンの活性化に繋げるために、サロンの代表者、けんこう運動支援隊、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、その他各団体の有志者を集め定期的に意見交換会を開催する。 ・サロンの参加者や地域から得た情報を元に認知症が疑われる方の早期支援と継続的な支援に努める。

4. 総括

の地域活動包括目標と課題 センターとして	【活動目標】 ・若い世代(前期高齢者)の方々のサロン参加を増やし、サロンリーダーの後継者を見つける ・事業所、専門職の方々に「ちゅーぶ応援隊」のメンバーになってもらいネットワークを広げて、第2層SCと協働し地域全体で支え合い活動の輪を広げていく。 【課題】 ・介護予防の重要性や社会参加の大切さを、若い世代の方々に伝えるための機会(場)を作っていく必要がある。 ・職員配置において保健師の配置が難しい状況である。 ・今年度から事務員が配置されることになったので、各専門職の業務がこれまで以上に遂行にできるように業務内容を整理していく必要がある。
-------------------------	--

令和7年度 佐世保市清水地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市清水地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題（※地域ケア会議での課題も含む）

担当地区	現状と課題
清水地区	街の中心部に近く関係性が稀薄な一面もあるが、自主活動が活発で地域の見守りやゴミ捨てなど個人での助け合いをされている。清水・大久保地区の合同ボランティア団体「あったか清水」が立ち上がり、生活支援コーディネーターの働きかけにより令和5年度より本格的なボランティア活動がスタートしている。 地形上、町ごとに山が縦割りとなっており、山の中腹より上の方に住む住民の集いの場がまだ進んでいない。また自宅が車道から離れており、移動が困難な高齢者が多い。 月1回の住民の集いは基幹型が始まって9年経過。高齢者だけでなく、地域の子ども達との合同サロンで多世代交流が自主的な活動で展開されている。 またチームレインボー(サロン支援チーム)の活用で活発な活動と情報交換の場として機能している。この地区は住民主体の認知症カフェ陽だまりが立ち上げられてから5年目を迎える。また配食ボランティア「にじいろ食堂」による月1回無料で手作り弁当の配達を行っている。
大久保地区	清水地区同様、街の中心部に近く関係性が稀薄で自立度の高い高齢者は、社会資源の活用ができていないが、外出が困難となると孤立化しており、認知症の相談が増えてきている。 企業などのビルやマンション、病院が立ち並ぶ町内は町の規模が小さく、町民の数が少なかったり、公民館がない所もあり自主活動の推進が困難な状況である。しかし5町で共有している公民館を基幹型として月1回のサロン活動が継続されてから6年が経過している。この地域は地区担当の生活支援コーディネーターの支援によりスーパーの業者による買い物送迎車の導入や、清水地区同様、「にじいろ食堂」のボランティアによる月1回無料で手作り弁当の配達を行っている。
金比良地区	坂が多く、交通機関から自宅が離れており移動が困難な高齢者が多い。基幹型の月1回の住民の集いは10年が経過している。 地域の事業所や病院の協力で開催しており一時参加数の減少もあったが、担当地区の生活支援コーディネーターとの関りが増えてきており、また民生委員児童委員を中心に活動が盛んとなり、現在は参加者が増えてきている。 更に生活支援コーディネーターの支援により西地区全体の支え合い活動として西地区応援隊、町内の応援隊としてボランティア活動が継続している。今後は自治協議会での運営が期待される状況である。また、スーパーの業者による買い物送迎車の導入もされている。
赤崎地区	バスの便が少なく、高齢者も自家用車がないと外出が困難となっている。そのため、高齢夫婦などの移動も困難であり、外出の機会が減ることによって通院が難しくなり、疾病が重度化する可能性が考えられる。一団体当たりの参加人数が多く、参加者同士仲が良いのが特徴的である。リーダーの統率力があり、率先して研修に参加する様子が見られる。見守りなどの助け合い活動も日常的に行われている。
九十九地区	赤崎地区、同様バスの便が少なく、高齢者の移動が困難となっている。そのため受診ができていない可能性があり、こちらも疾病の重度化防止が必要な地区である。 地区担当の生活支援コーディネーターの支援により、町内活動として有償ボランティア活動支援が行われている。またスーパーの業者による買い物送迎車の導入や惣菜販売と併せて配達を、週5日、独居や高齢世帯にも行っている。 地域住民のつながりは強く、住民の集いも活気のある地区で、独居者への声掛けや支援などが活発で周りとの結束も強い。この地区は住民主体の認知症カフェ「西風」が立ち上げられてから5年目を迎える。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・セルフマネジメントの定着 ・重度化予防	・高齢者の自立支援となるよう適切なアセスメントを行い、自助努力を基本に本人が持っている能力を引き出しながら、自立支援に向けたケアマネジメントを行う。 ・介護予防への自助努力として自己管理意識の向上を支援し、医療機関との連携を図りながら重度化防止を図っていく。 ・指定介護予防サービスにおいては、適切な生活目標の設定と達成ができるように支援し、制度やインフォーマルの導入の際も、並行して住民主体の通いの場や地域支え合い団体の活用と促進を図る。 ・地域ケア個別会議を活用し専門職の意見を取り入れながら、セルフマネジメントが定着できるように支援する。

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【総合相談支援事業】 ・多様な相談支援対応 ・三職種連携によるチームアプローチ	・総合相談の受付後は緊急性の判断と三職種で自宅訪問を行い、本人面接や家屋調査、生活状況の確認、ニーズの把握を行い、本人及び家族・地域の強みに着目した支援を行う。 ・地域住民の多様化・複雑化するニーズに対して、多様な支援を要する際は行政や各機関へ連携を図り、専門的な意見が反映された支援に努める。 ・サービス等に繋がらないケースについてもアウトリーチを行い多職種連携を図りながら、生活支援コーディネーターや民生委員と協働し企業などにも働きかけて、ネットワークを構築し継続的な見守り支援を行う。 ・総合相談の内容などから地域課題を抽出し地域ケア会議、協議体へ反映する。また三職種でスクリーニングを行い、個別ケースの対応進捗状況の把握、方針の確認及び協議を行い方向性を見直しを行う。
	【権利擁護事業】 ・権利擁護に関する普及啓発	・地域住民への高齢者虐待防止を普及啓発し、介護負担による危険性も含め早期発見につながるよう総合相談からも養護者に視点を置いた適切なアセスメントを行い支援する。 ・成年後見制度の普及啓発、活用促進への取り組みとして、地域の集まりやサロンでの出前講座による普及活動を行うとともに『知ってノート』を活用し任意後見申立てや遺言作成に関する啓発を行う。 ・警察や消費生活支援センターの広報紙などを活用し、特殊詐欺や消費者トラブルの予防啓発を地域住民や各事業所等に発信していく。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア会議の運営と活用 ・地域住民の認知症の理解推進活動 ・地域包括ケアシステムの推進	・地域ケア個別会議では専門職からの助言を活かし、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上ができるよう働きかける。事例対象者への働きかけとしては会議後専門職と同行訪問を行い、直接本人への助言、提案、指導を行ってもらう。 ・地域ケア包括会議では地域ケア個別会議や総合相談から地域課題を見出し、地域の関係機関との連携を図り、生活支援コーディネーターと協働し地域に不足している社会資源の開発を検討し地域づくりへ繋げる。 ・認知症の理解推進活動として9年目を迎えるおれんじカフェ、5年目を迎える住民主体の陽だまりカフェ、西風カフェの継続支援を行い、認知症当事者やその家族の居場所づくりとして、社会活動への参加の機会になるよう広報活動を行っていく。又、民生委員定例会の参加継続を行う。 ・医療、介護等の他機関との連携を推進するために地域ケア会議の実施と研修会の参加を継続的に行う。
	【一般介護予防事業】 ・地域住民が主体的に介護予防の取り組みを高め、活動内容の多様化を推進する。 ・健康教育や講話の実施によりフレイル予防とセルフマネジメント能力を高める。	①住民主体の介護予防「いきいき百歳体操」の普及啓発活動を実施し、自主活動団体の立上げを支援する。 ②自主活動団体の活動継続を支援するとともに、活動内容の多様化と主体性を強化する。 ・サロン支援チーム（チームレインボー）の計画的支援のために連絡調整を行う。 ・チームレインボー定例会を開催しサロンの継続支援のための企画調整を行う。またサロン交流会など、サロンの継続支援のための企画や研修会を開催し、自主活動継続のための情報交換を行い、自主活動におけるサロンマネジメント能力の向上を図る。 ・自主活動においては「いきいき百歳体操」以外の活動として多世代交流や趣味活動を促進し、生きがいづくりによる介護予防活動を推進する。 ・リハビリ専門職と連携しフレイルの早期発見と早期予防のための地域リハビリテーションの普及啓発を行う。 ・体力測定を実施し団体の希望に応じてフレイルの早期発見を行う。 ③自主活動団体での健康教育、講話等を活用し、介護予防（フレイル予防）を推進する。

4. 総括

動 目 域 標 包 と 括 課 支 援 セ ン タ ー と し て の 活	・地域ケア個別会議や総合相談から見てきた地域課題の解決へ向けて、社会資源の発掘を行い、生活支援コーディネーターとも協働で開発を積極的に進める。また重度化防止と自立支援と並行して行い、引き続き包括的な地域づくりを推進する。セルフマネジメントに向けて介護予防への自助努力や自己管理意識が向上できるよう支援する。 ・権利擁護事業として地域への普及啓発活動と制度の活用促進の取り組みと合わせて「知ってノート」の活用を勧め、既に利用している方からの相談のフォローも行う。 ・自主活動団体の活動内容の多様化と主体性を強化する。また、多世代交流や趣味活動の取り組みを促進し、自主活動団体の継続支援に繋げる。 ・支援中である認知症caféの広報活動を積極的に行い、認知症に対する住民の理解を深め、当事者やその家族にとっての居場所づくりを引き続き行う。 【課題】 ・総合相談の内容が多様化してきており、困難ケースの対応など重層的支援に対して他機関との連携を必要であるが、より専門的な支援を行うには今後も引き続き関係構築の働きかけが必要な状況である。
---	---

令和7年度 佐世保市大野地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市大野地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
春日地区	1. 高齢者の孤立と認知症の増加 春日地区では、高齢者の孤独死や認知症の悪化に関する相談が増加しています。これらの問題に対処するためには、多職種・多機関との連携が不可欠です。 2. 地域交流の場の不足 地域交流と見守りを兼ねたサロン活動は定着しつつあるものの、交流の場がない地域も存在します。これらの地域では、生活支援コーディネーター(SC)と協力し、声掛けや関係機関との連携を強化し、体制づくりが必要です。 3. 地理的条件による移動の困難さ 春日地区の一部では、急斜面や坂道が多く、移動が困難なため、外出や買い物に支障をきたす高齢者がいます。このような状況に対しては、互助的支援の強化や生活支援サポーターとの連携が求められます。 4. サロン活動の継続と活性化 既存のサロン活動の多くは週1回の頻度で行われており、参加者も定着しています。しかし、参加者を増やすための広報活動や、リーダーの後継者問題など、継続的な支援と活性化の取り組みが必要です。
大野地区	1. 地域活動の継続と人材不足 大野地区では、コロナ禍以前には23ヶ所のサロン活動が行われていましたが、現在、活動を継続しているのは15ヶ所にとどまっています。活動を維持するための支援者の負担も大きく、人材不足も課題となっています。特に団地など転入出の多い地域では、住民の理解を得ながら継続的な活動を行うことができるよう支援していくことが重要です。 2. 新たな集いの場の立ち上げの難しさ 新たな集いの場の必要性が認識されているものの、立ち上げに繋がっていない地区もあり、今後も関係機関と共同し体制づくりが必要です。地域の状況に応じた柔軟な対応が求められます。 3. 精神疾患や8050問題への対応 大野地区では、精神疾患に関する相談が多く、8050問題も発生しています。関係機関との連携を強化し、適切な対応が必要です。
柚木地区	1. サロン活動の継続と活性化 柚木地区では、15ヶ所でサロン活動が行われていますが、活動の継続性や活性化が課題となっています。山間部では移動(交通手段)の問題もあり、参加困難な方々への支援には地域住民や関係機関との連携が重要です。 2. 地域ネットワークの充実 地域のつながりが強い地区であり、地域ネットワークを活用し、高齢者の孤立防止や介護予防の観点からの早期介入や支援を行う体制づくりが必要です。 3. 交通手段の確保 柚木地区の一部では、公共交通機関の本数減少や買い物環境の不便さが指摘されています。高齢者の移動手段の確保や生活支援サービスの充実が求められます。
圏域共通	課題に対処するためには、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域の実情に応じた支援策を講じることが重要です。また、独居高齢者に関する課題は地区に関係なく顕在化してきており、民生委員や自治会などとのつながりの強化を図る必要があります。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】	1. 介護予防ケアマネジメントの実施 ① 自立支援・重度化防止等を図るため、生活環境等を含めた総合的なアセスメントを実施。 ② 自立支援を重視し、「できること」を伸ばし、「やりたいこと」を実現できるよう支援。 2. 地域資源の活用と関係機関との連携 ① 既存の社会資源を活用し柔軟な支援体制を構築。 ② フレイル予防のための食事・口腔ケア指導に着目し、地域の管理栄養士・歯科医師と関係を築き口腔機能低下予防をサポート。 ③ 認知症予防、認知機能低下を防ぐための多世代交流を推進。 ④ 一般介護予防事業や生活支援コーディネーターと協力し、地域の通いの場やボランティア活動を活用。 3. 介護予防の普及啓発活動 ① 介護予防の取り組みを広く周知するため、SNS等を活用した情報発信。
	【総合相談支援事業】	1. 相談窓口の充実 ① 相談対応体制の強化 相談内容を共有し、チームで継続的なフォローを行う。 相談内容に応じ専門機関と連携し、必要な支援に繋げる。 行政・司法・福祉などの専門機関と協力し、法律・生活等に関する問題解決をサポート。 2. 地域での支援ネットワークの構築 ① 多職種連携の強化 地域のケアマネージャー、医療機関、民生委員などと連携し情報共有を行う。 関係機関（子ども・障がい・生活困窮等）との協力を強化し、支援の幅を広げる。 重層的支援体制整備事業の推進。 ② 地域住民との連携 商店、郵便局などと協力し、早期発見・早期介入を図る。 住民向け講座（認知症予防、権利擁護、健康管理等）を開催し、地域の支援力を向上させる。 3. 相談支援の普及啓発 ① 情報発信の強化 SNS等を活用し、地域包括支援センターの役割や相談窓口の案内を広く周知。 高齢者やその家族向けの情報を発信し、早期相談に繋げる。
	【権利擁護事業】	1. 高齢者虐待の防止と早期発見 ① 高齢者虐待防止の啓発活動 虐待防止の講話などを実施し、地域住民が学ぶ機会を提供。 住民向けの広報活動を強化し、虐待の兆候や相談窓口の周知を行い早期発見に繋げる。 2. 成年後見制度の活用支援 ① 成年後見制度の相談対応 認知症や判断力が低下した地域住民が不利益を被らないよう、成年後見制度についてわかりやすく説明し、必要性や申請方法について情報提供を行う。 行政や司法と連携し、適切に成年後見制度が活用できるよう申立支援を行う。 ② 成年後見制度の啓発活動 地域での講話やSNS等での情報発信を行い、成年後見制度の周知を図る。
	【包括的継続的ケアマネジメント支援事業】	1. ケアマネージャー支援の強化 ① 困難事例等のカンファレンスなどを開催し、必要に応じて同行訪問や助言などを行い、支援の質の向上を図る。 ② 地域のケアマネージャーとの交流会を定期的に開催し、顔の見える関係を構築し連携・相談のできる体制の確保。 2. 地域ケア会議の推進 ① 地域ケア個別会議や総合相談等での情報を蓄積することで表面化した地域課題に対し、関係機関等と共有・連携を行い地域支援ネットワークの構築・地域づくりへつなぐ。 3. 医療・介護連携の推進 ① かかりつけ医、薬局、訪問看護等医療機関との協力体制を構築し、連携を強化。 ② 退院、退所時の連携を強化し在宅復帰の支援に繋げ、退院退所支援を充実。 4. 生活支援・介護予防の推進 ① 民生委員、生活支援コーディネーター、ボランティア団体、企業等と協力し、高齢者の生活を支援。

	業務	具体的な取組み内容
包括的支援事業	【一般介護予防事業】	【一般介護予防事業】 1. フレイル予防の推進(身体・口腔・認知機能の維持向上) ① 運動習慣の促進 介護予防教室の開催: 転倒予防・筋力維持のための体操(いきいき百歳体操など)を定期的に実施。 ② 口腔機能の向上 オーラルフレイル予防講話: 歯科医師等と連携し、口腔ケアの重要性を啓発。 咀嚼力向上トレーニング: 噛む力を維持するためのトレーニング等の啓発。 ③ 認知機能の維持 脳活性化プログラム: 認知症予防のための脳トレなどを取り入れた活動。 認知症予防講話: 専門職等による講話等を実施。 2. 交流・生きがいづくりの推進 通いの場の推進: 高齢者が定期的に集まり、運動や趣味活動・語らいの場ができるよう支援。 3. 地域の支え合い活動の促進 住民主体の助け合い活動支援: 地域住民の支え合い(買い物支援、外出支援、見守り活動)を支援。 4. 介護予防の普及・啓発活動 SNS等を活用した情報発信・介護予防の重要性を地域住民へ周知。 地域での啓発活動: 健康チェックや介護予防相談を実施。

4. 総括

地域包括支援センターとしての活動目標と課題	1. 活動目標 ① 高齢者の権利を守り、暮らしを支える - 高齢者虐待の早期発見と防止に向けた相談体制の強化 - 成年後見制度の利用促進と支援 ② 介護予防と健康寿命の延伸 - 要介護状態とならないための介護予防プログラムの充実 - フレイル予防、認知症予防に向けた支援の強化 ③ 包括的・継続的な支援体制の構築 - 地域のケアマネージャー、医療機関、福祉関係者との多職種連携の強化 - 総合相談窓口の充実と、住民が気軽に相談できる体制づくり - 地域ケア個別会議の定期開催による地域全体の支援力向上 ④ 地域共生社会の実現 - 高齢者と地域住民が共に支え合う仕組みの構築 - 民生委員、ボランティア等との連携による地域包括ケアの推進 - 住民主体の介護予防活動の支援 2. 課題と対応策 ① 高齢者虐待や消費者被害の未然防止が難しい 【課題】 - 虐待や詐欺被害が水面下で進行し、発覚が遅れるケースがある - 本人が相談をためらう、または自覚がないケースがある 【対応策】 - 住民向けの啓発活動を強化(講話・広報誌・SNS活用) - 地域住民とのつながりを強化し、早期発見に繋げる ② 成年後見制度の利用促進が進みにくい 【課題】 - 制度の認知度が低く、利用の必要性が理解されない - 手続きの煩雑さが障壁となり、活用が進まない 【対応策】 - 成年後見制度の普及・啓発活動を強化(SNS等の活用) - 弁護士や司法書士等と連携し、申立て手続きをサポート
-----------------------	--

地域包括支援センターとしての活動目標と課題	③ 介護予防や健康寿命の延伸が進んでいない 【課題】 - 介護予防の意識が低く、予防的な取り組みへの参加率が低い - 一人暮らしや閉じこもりの高齢者が増加傾向にある 【対応策】 - 介護予防プログラム(運動教室、認知症予防講座)などを積極的に展開 - 地域の集まり(サロン活動等)への参加を促進 ④ 多職種連携が不十分なケースがある 【課題】 - 医療機関、介護機関、福祉団体等の連携が十分でなく、情報共有が遅れる - 地域のケアマネージャーが連携しづらい状況がある 【対応策】 - 地域ケア個別会議を定期的開催し、関係者間の情報共有を強化 - ICT(オンライン会議・情報共有ツール)を活用した連携の促進 ⑤ 相談窓口の認知度が低い 【課題】 - 高齢者や家族が、「どこに相談すれば良いかわからない」と言われるケースがある - 一人暮らしの高齢者や認知症の方が相談にたどりつけない場合がある 【対応策】 - 広報誌やSNSを活用し、相談窓口の存在を周知 - 地域とのつながりを強化し、アクセスしやすい環境を整備 - 交通の便が良く駐車場を完備し、大野地域の商業地域・住宅地に近い佐世保市瀬戸越2-17-25へ事務所を移転予定
------------------------------	---

令和7年度 佐世保市相浦地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市相浦地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日野地区	現状: 高齢化率は低いが、高齢者同士の支え合いや見守りが必要な地域もある。スーパーや医療機関は多く、生協の買い物支援サービスも定着している。自主活動も充実。学生との連携や実習協力がしやすい地区。 課題: 坂の上にある公民館での自主活動では、限られた高齢者の参加となるので、地域全体に向けた介護予防の取り組みが難しい。タクシー会社の閉鎖により、地区内にタクシー営業所がない。コーディネーターの働きかけで民間建物の無料使用ができる環境もあるが、進展が難しい。
相浦・黒島・高島地区	<相浦> 現状: 文教地区でもありバスや鉄道での移動が便利で地域の活動にも比較的参加しやすい。コミュニティセンターがあり、お知らせや情報発信が常に行われている。台風や災害に備えて、地区での防災活動に取り組んでいる。 課題: 大湊地区など買い物が不便であり、バスの本数減少による影響がある地区では、自動車免許返納後の移動手段に課題がある。 <黒島> 現状: 離島であり高齢化率は50%を超えている。高齢者は農業をして足腰が丈夫な方が多いが、独居高齢者が年々増加している。65才以上の移住者やUターン者も増加。第2層生活支援コーディネーターの働きかけで、自治会の福祉部会の配下に生活支援部会と広報部会が立ち上げられている。各種サービスの導入前には随時、アンケートなどでニーズ調査が行われている。 課題: 坂が多く、公共交通機関がないため車やセニアカーがないと不便。担い手の慢性的な不足。診療所以外の通院は渡航と他の交通の乗り継ぎが必要。入所施設がないため、医療・介護度が高くなると離島せざるを得ない。 <高島> 現状: 高齢者相談支援センターが週2回、診療所も開所されているが、それ以外の通院には渡航が必要。島内で暮らす方は比較的元気で、まだ現役で仕事をしている高齢者が多い。スーパーや薬局がない。 課題: 保健医療やリハビリ面の支援が不足しているが、島内でのサービス提供は困難。
中里皆瀬地区	現状: 各町内会で民生委員を中心にサロンや百歳体操が行われている。山間部では坂道や狭小な道路など交通不便があり、日常生活において移動支援の需要が高い。施設も点在し移動支援に協力を得られるところがあり、月に1度の買い物支援活動につながっている。認知症カフェが立ち上げられ隔月開催中。 課題: 自主活動がない地区では、移動や担い手不足の課題がある。令和7年4月1日から地区内において、山間部を経由する複数のバス路線が廃止される。
浅子・小佐々地区	<小佐々> 現状: 第2層生活支援コーディネーターとの協働で地域サロンや生き生き百歳体操の立ち上げと継続ができています。地域の役員や民生委員が自主活動を通じたまちづくりを意識。第2層生活支援コーディネーターが中心となり、令和2年から開始の買い物支援・外出支援事業は活動地域が増えている。令和6年には既存地域で利用者を掘り起こす活動の結果、新たに5名の利用者が増加した。 課題: 小佐々の課題は地域支え合い推進会議の中で検討され、意見が集約される。交通不便地区の増加で移動手段の確保が難しくなり在宅生活に支障をきたしている。自主活動のメンバーの高齢化でリーダーとなる方が減少している。 <浅子> 現状: 買い物や通院が不便な地域で高齢化が進んでいる。町内のバス路線は既に廃止されている。 課題: 公民館までの移動手段がなく、集合での活動には向いていない。移動支援や訪問の仕組みによる孤立防止が必要な地域である。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・アセスメント、マネジメント力の向上を図る	・保険者(市)の理解と、相談や嘆願により改善、検討されている業務の活用。 ・地域ケア個別会議や研修に参加し、専門職からの助言や経験豊富なケアマネジャーからの助言を受ける機会を持つ。多職種との連携を図りつつ、スキルアップにつなげていく。 ・引き続き毎月のモニタリングについてはモニタリングシートを活用し、利用者のセルフケアマネジメントの定着を図っていく。
	【総合相談支援事業】 ・3職種のチームアプローチを活かし、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や制度とつながる支援を行う	・包括としての動きを確認し合い、対応する。 ・権利擁護や認知症に関する相談は増加傾向にある。支援する中でも包括職員それぞれが知識を得て、共有し合う。 ・地域の特色や課題を把握しながら、市民に対し、わかりやすいように情報をまとめ、活用していけるように努める。
	【権利擁護事業】 ・消費者被害・高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及啓発の推進。 ・生活困窮者支援に関するネットワークづくり	・権利擁護に関することは、健康教育などで地域に向けた情報発信を行う。また、成年後見制度に関する知識、活用の普及啓発の研修会を検討する。 ・他包括の社会福祉士と情報を共有し、関係機関と連携していくことでソーシャルワークの質を高める。得られた知識や情報などは包括職員が活用しやすいようにしていく。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・介護支援専門員と他機関の連携・協力	・国の推進する「適切なケアマネジメント手法」をマネジメントの指針とする。 ・介護支援専門員および主任介護支援専門員の現状と課題の共有。 ・他職種、他機関の意見や視点の尊重と、相談できる関係づくり。
	【一般介護予防事業】 ・各分野の専門職と地域住民がつながる機会を作り、地域住民の介護予防に対する意識向上や行動変容に向けたアプローチを実施	・多世代が参加する地域のコミセン祭りの中で、介護予防イベントを開催できないか検討。 ・自主活動団体に対して、各専門職やボランティアの方々の協力を得ながら、健康教育・体力測定を実施。介護予防の普及啓発やフレイルのリスクがある方の早期発見。 ・自主活動団体が立ち上がっていない地域をピックアップし、地域の中心となる方や担当のSCと協力して立ち上げ支援を実施。 ・R6年度に立ち上がった認知症カフェの活動継続に向けた後方支援を実施。 ・黒島住民へ向けた生活習慣病予防およびフレイル予防の普及啓発のための講話を企画。

4. 総括

標 タ 地 と 域 課 と 包 括 的 支 援 活 動 目	・圏域の課題抽出には地域、職能団体、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター等の意見や視点をいただき包括的支援事業に反映させる。そのためには市の令和7年度佐世保市地域包括支援センター運営方針にある「支え合い」「関係づくり」につながる連携と協力に取り組む。 ・専門職の人員確保は厳しさを増しており課題となっている。業務範囲の広さ、支援するにあたり複数の課題がある事例等、業務の重圧と、関わる人や機関の多さから、求職を敬遠される傾向がある。
---	--

令和7年度 佐世保市吉井地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市吉井地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
吉井地区	昔ながらの長屋や集合住宅、4階建ての団地や坂がある住宅地、または山間部に住んでいる高齢者が多い。スーパーは1軒しかなく、高齢者の買い物はそのスーパーに集中している。以前は、コンビニ等の移動販売車も来ていたが、利用者が少ないとのことで中止になった。公共交通機関の本数が少なく、高齢者の移動手段として、有償ボランティアの利用が主になっている。バスの路線廃止もある予定。
世知原地区	4町で最も総人口が少なく、高齢化率が1番高い。一人暮らし高齢者の居住地も山間部が多いが、民生委員や生活支援コーディネーター、有償ボランティア、町内のコンビニや商店の方々がそれぞれ見守りや定期的な訪問をしており、高齢者が安心して生活できるコミュニティが構築されている。しかし、民生委員が高齢化しており見守りにも限界があるという意見も多い。医療面は住民のニーズに沿っており、その為か特定健診率も佐世保市では上位を占めている。
江迎地区	佐世保市景観条例の町であり、季節の行事や清掃に、町全体で取り組んでいる。健康な高齢者は町に協力ができ活気的だが、ADLが低下している高齢者は町の清掃や行事にも参加することが難しく「だんだん住みにくくなった」という声も聞かれる。スーパーは1つしかない。そのスーパーに行くために山間部に住んでいる高齢者はセニアカーを利用しバス停まで移動している。民生委員の訪問や有償ボランティアのおかげで、高齢者は安心して生活を送ることができている。
鹿町地区	山間部と沿岸部に住まいが分かれている。医療機関や介護保険事業所等、社会資源が4町の中で最も少ない。公共交通機関も不便で使いづらい。そのためか、運転免許証を返納しない高齢者が多い。その一方で、牡蠣の養殖やいりこ製造等に携わり、80才を過ぎても、短時間の仕事をしている高齢者もいる。新しい道路やトンネル等が建設中で、今後は交通機関を便利に利用できるのではと期待している。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・社会資源を活用し、自立支援に向けたケアマネジメント支援を実施する	・社会資源を知り、介護予防マネジメントに活かす(有償ボランティア、自主活動団体等) ・地域のサービス量の不足もあるため、きらっと元気教室の活用を推進していく。 ・自主運動を推進し、セルフケアマネジメント事業の定着に努める。 ・各種研修への参加を積極的に行い、共生社会に向けた、アセスメント力やマネジメント力を向上させる。□
	【総合相談】 相談内容のアセスメントを的確に行い、必要なサービスや機関へつなぐ	・高齢者だけではなく、障がい手帳保持者、療育手帳保持者等相談があった場合は、重層的支援も見据えたアセスメントを実施する。 ・介護保険の申請が必要か?、100歳体操等で解決できないか?、申請を前提とせず、まずできる介護予防に取り組む姿勢を相談時に示し、団体などを紹介する。
	【権利擁護事業】 ・権利擁護の制度等に関する地域住民の理解を深め、早期発見・早期対応に活かす	・成年後見制度を中心とした権利擁護の研修や事例検討を年2回以上受講し、実情や知識を深める。 ・地域住民へ年4回以上の啓発活動を行う。 ・重層的支援事業に則り、支援の対象を本人だけではなく、その家族・親族・専門職と連携を図るため、支援会議に参加する。 ・行政、弁護士、司法書士等の専門機関と情報共有し、相談・連携を図る。

	業務	具体的な取組み内容
包括的支援事業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・重層的支援を見据えた支援を行う	・社会福祉協議会と協働し、高齢者ばかりではなく、家族全体のアセスメントを行い、必要時には他機関へつなぐ。 ・地域の居宅支援事業所との連携のため、日頃から地域ケア会議の開催等を積極的に行う。 ・地区生活支援コーディネーターや、民生委員と連携し、高齢者の情報を可能な限り共有する。 ・貧困で困窮している高齢者や、ゴミの分別ができない高齢者、動物の多頭飼いをしている高齢者の情報を素早くキャッチできるように住民とのコミュニケーションを行う（地域行事に参加するなど）
	【一般介護予防事業】 ・住民主体の通いの場の活性化を図る	・通いの場の新規立ち上げを図る。 ・要支援レベルの利用者にもプランナーや各関係機関と共同しながら、通いの場へ参加を促す。 ・生活習慣病予防講話として慢性腎臓病(CKD)と高血圧予防を徹底する。 ・介護予防として、サルコペニア・フレイル予防を周知する。 ・多職種連携を図りながら多様な内容(栄養、運動、薬剤、口腔等)の健康教育を実施していく。

4. 総括

題と地 し域 て包 の括 活支 動援 目セ 標ン とタ 課ー	〈活動目標〉 ・病院、歯科、その他の社会資源が減る一方の旧北松4町。家族や有償ボランティアの介入にてスムーズに受診できている高齢者は多人数みられるが、全く未受診の高齢者もいる。慢性腎臓病(CKD)の進行や、孤独死、行方不明等につながらないよう、医療や介護保険サービスにつなぎ、広範囲で見守りができるようにする。また、民生委員と連携し、地域の精神障がい者や、困窮者の早期発見に努め、住みよい街づくりを目標とする。 〈課題〉 重層的支援が必要な家庭の増加。独居高齢者の身元引受人が居ない等、それぞれの事情や課題に対応できる知識や関係機関との連携。
---	--

令和7年度 佐世保市宇久地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市宇久地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題（※地域ケア会議での課題も含む）

担当地区	現状と課題
宇久地区	・宇久地区は高齢化率の上昇、独居・高齢者のみの世帯の増加、人口減少による担い手不足や社会資源も限られているが、親戚や近隣住民のつながりがある。以前に比べ、物忘れに関する情報や相談を聞くことも増えてきている。 ・今後、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、限られたボランティア活動や社会資源と住民など、宇久地区全体での連携が必要と考えられる。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】	・訪問等により適切なアセスメントを実施し、自助努力を基本に、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。 ・訪問・通所型サービスに加えて、生活支援コーディネーター等と連携し地域のボランティアや社会資源の活用を行う。
	【総合相談支援事業】	・関係機関との連携や協力を得ながら、相談者に対し地域における適切な保健・医療・福祉サービス等、または制度に繋がるよう援助を行う。 ・地域住民や関係機関と連携して実態把握のための訪問を行う。 ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参画をする。
	【権利擁護事業】	・相談者に対し、適切な制度に繋ぐことができるよう関係機関との連携を図る。 ・消費者被害等を未然に防ぐことが出来るよう、民生委員児童委員等と連携し情報の共有・発信を図る。
	【包括的継続的ケアマネジメント支援事業】	・地域における、介護・福祉サービスのほか、医療機関や薬局等との連携を図る。 ・地域の介護支援専門員との情報共有等の連携を図り、互いに相談できる体制を整える。
	【一般介護予防事業】	・健康教育等を通じて地域における介護予防の推進を図る。 ・生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サポーターによる支援ができる体制づくりを図る。

4. 総括

目々地 標一域 とと包 課し括 題て支 の援 活セ 動ン	【活動目標】 地域内・外の保健・医療・福祉サービス等の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、相談者に対し適切な援助につながるよう取り組む。 【課題】 宇久地区に住む高齢者の総合相談を主な業務とする中、専門知識が不足する相談にも窓口対応できるよう、情報の収集と整理が課題となる。
---	---

指定介護予防支援事業者の 指定について

○新規指定介護予防支援事業の指定状況について(指導監査課)

令和7年1月、指定介護予防支援事業について、下記のとおり新規指定申請があり、指導監査課に提出された申請書等により、指定介護予防支援事業の人員基準及び設備基準を満たしていることを確認しました。

事業開始が3月1日とされ、指定までの期間がなかったことから、運営協議会の各委員様には、2月にメールにより申請の事業者の資料を送付し、ご意見等の有無を確認させて頂きました。

委員の皆様からのご意見等はなく、申請のとおり3月1日に新規指定を行ったことをご報告いたします。

記

(令和7年3月1日指定介護予防支援事業所)

医療法人 翠山会 介護老人保健施設すいざん荘

法人名	医療法人 翠山会
法人所在地	佐世保市赤崎町 77 番地
事業所名	医療法人 翠山会 介護老人保健施設すいざん荘
事業所所在地	佐世保市赤崎町 74 番地 2
事業開始日	令和7年 3 月 1 日
営業日・営業時間	・月曜日～土曜日 (祝日、8月13日から8月15日、 12月31日から1月3日を除く) ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
居宅介護支援事業の指定日	平成 11 年 9 月 1 日

介護予防支援事業所一覧(令和7年3月1日現在)

指定日	事業所名	事業所住所	営業日・営業時間	事業者名	主事務所住所	備考
平成25年4月1日	佐世保市早岐地域包括支援センター	佐世保市権常寺一丁目4番10号	月曜日～土曜日 9時～18時 (祝日、12月29日から1月3日を 除く。)	社会福祉法人 朋友会	佐世保市指方町5040番地3	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市日宇地域包括支援センター	佐世保市日宇町708番地		社会医療法人財団 白十字会	佐世保市大和町15番地	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市山澄地域包括支援センター	佐世保市潮見町11番22号		医療法人 光省会 福田外科病院	佐世保市藤原町38-3	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市中部地域包括支援センター	佐世保市上京町4番4号		社会福祉法人 幼老育成会	佐世保市花園町205番地2	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市清水地域包括支援センター	佐世保市相生町1-3		社会福祉法人 佐世保白寿会	佐世保市鹿子前町904番地の1	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市吉井地域包括支援センター	佐世保市江迎町田ノ元15番地5		社会福祉法人 あしたば会	佐世保市吉井町直谷372番の2	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市宇久地域包括支援センター	佐世保市宇久町平1904番地1		社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	佐世保市八幡町6番1号	地域包括支援センター
平成25年4月1日	佐世保市相浦地域包括支援センター	佐世保市木宮町3-19		医療法人 愛健会	佐世保市上本山町1059	地域包括支援センター
令和6年4月1日	佐世保市大野地域包括支援センター	佐世保市元町2番10号 ル・モント・ジョリ元町103号		株式会社あいず	佐世保市相生町2番35号	地域包括支援センター
令和6年4月1日	社会福祉法人 アソカ仁寿会 あそかのもり	佐世保市松瀬町1150番地	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分	社会福祉法人 アソカ仁寿会	佐世保市松瀬町1150番地	居宅介護支援事業所
令和6年5月1日	居宅介護支援事業所 あいのうら	佐世保市相浦町606番地1	月曜日～土曜日 9時～18時	社会福祉法人 西友会	佐世保市相浦町606番地1	居宅介護支援事業所
令和6年7月1日	介護予防支援事業所 サクラ	佐世保市八幡町1番地の2	月曜日～土曜日 9時～18時	社会福祉法人 幼老育成会	佐世保市花園町205番地2	居宅介護支援事業所
令和6年7月1日	あいずケアプランセンター江迎	佐世保市江迎町長坂179番地1	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1 月3日を除く。) 9時～18時	株式会社あいず	佐世保市相生町2番35号	居宅介護支援事業所
令和6年7月1日	あいずケアプランセンター元町	佐世保市元町2番10号 ル・モント・ジョリ元町103号	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1 月3日を除く。) 9時～18時	株式会社あいず	佐世保市相生町2番35号	居宅介護支援事業所
令和7年3月1日	医療法人 翠山会 介護老人保健施設すいざん荘	佐世保市赤崎町74番地2	月曜日～土曜日 (祝日、8月13日～15日、12月31日 ～1月3日を除く。) 8時30分～17時30分	医療法人 翠山会	佐世保市赤崎町77番地	居宅介護支援事業所

地域包括支援センターの 制度改革等について

●地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

○介護保険法施行規則の一部改正(令和6年厚生労働省令第61号)

1 改正の目的

介護分野における人材不足により、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を原則としつつ、柔軟な職員配置を可能とするもの。

2 改正の概要

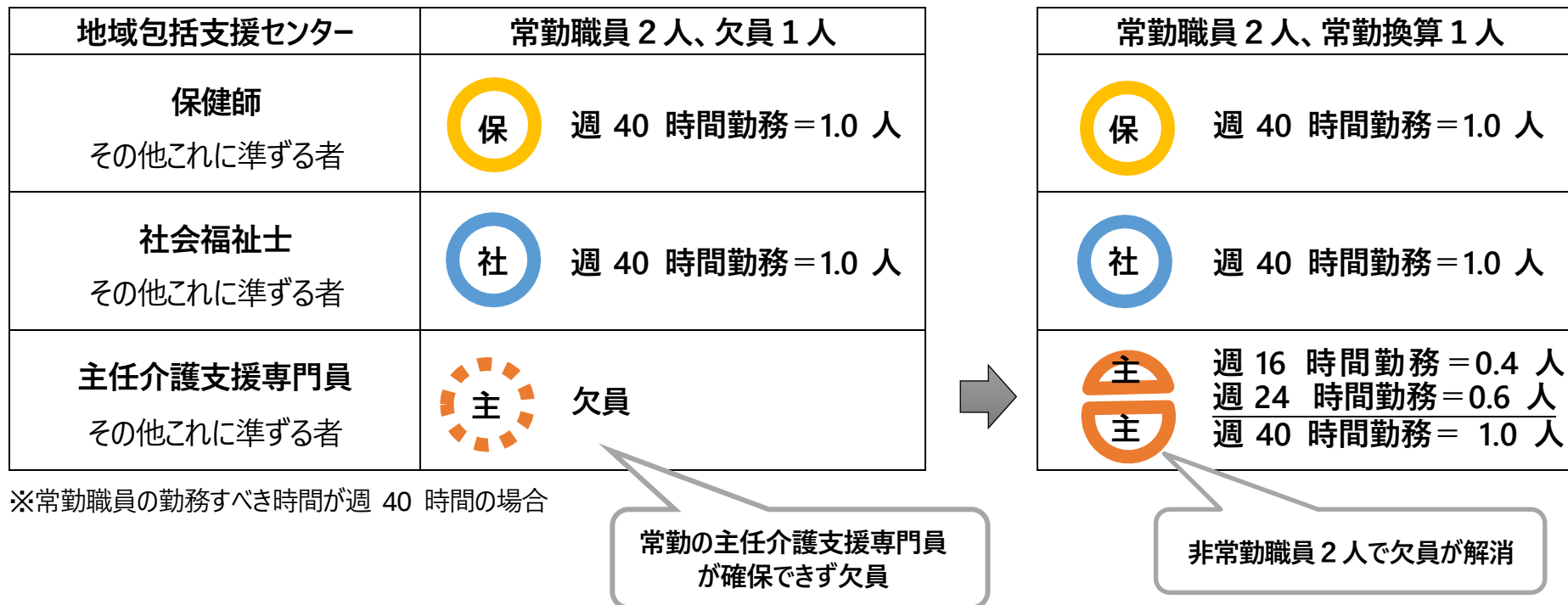
(1) 常勤換算方法による3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の配置

常勤職員の配置が必要であった地域包括支援センターの職員数について、地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要と認めるときは、**常勤換算方法**による配置を可能とする。

(2) 複数圏域で合算して3職種を配置

協議会が効果的な運営に資すると認めるときは、**複数の地域包括支援センターを一つの区域**として、必要な人数の3職種の**常勤職員**を配置することにより、各センターの配置基準を満たすものとする。この場合でも、各センターで2職種の配置は必要とする。

(1) 常勤換算方法による3職種の配置



改正前は、常勤の3職種を配置する必要があったが、
改正後は、地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認めるときは、
常勤換算による3職種の配置が可能となる。

※**常勤換算方法**とは、職員の勤務延時間数（上の例では非常勤職員2人で週 40 時間）を常勤の職員が勤務すべき時間数（週 40 時間）で除することにより、職員数を常勤の職員数に換算する方法

(2) 複数圏域で合算して3職種を配置

【制度改正イメージ図】

〈改正前〉



a、b、cそれぞれの圏域で3職種を配置



保健師その他これに準ずる者

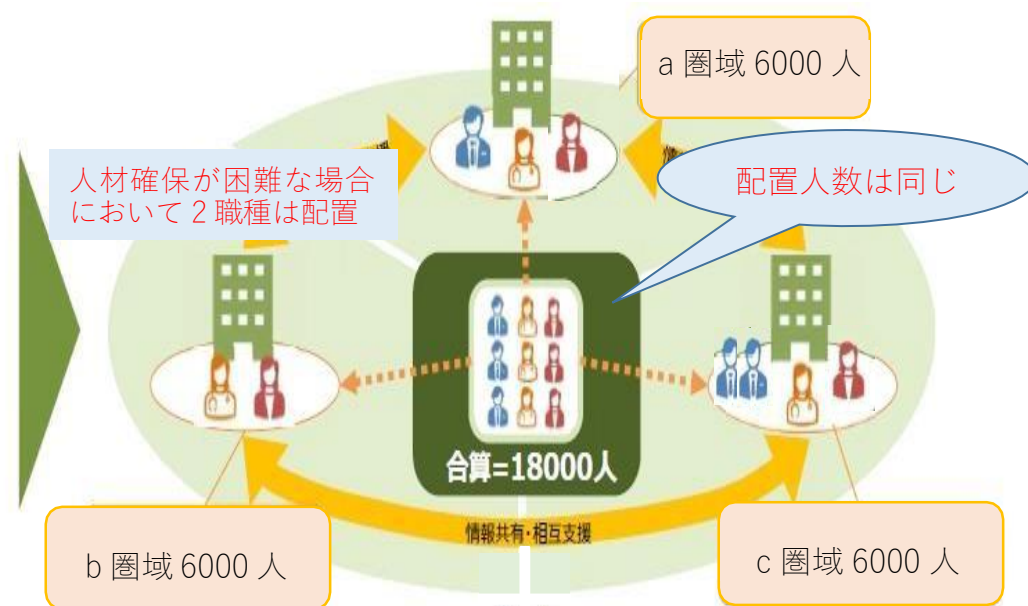


社会福祉士その他これに準ずる者



主任介護支援専門員その他これに準ずる者

〈改正後〉



例) 1つのセンターで**社会福祉士**がいなくても、違う他のセンターに2名いれば、合計3職種×3センター分の9人はいることになるため、配置基準は満たす。
(この場合でも最低2職種は必要)

※3圏域の必要な専門資格と総配置人数は改正前の配置と同じ

(イメージ図は厚生労働省社会保障審議会資料を引用)

佐世保市の地域包括支援センターの配置基準

【例】高齢者人口 12,000人以上の圏域の場合（配置基準人数は7人）

勤務形態：○=常勤 △=非常勤 △△=常勤換算

〈改正前〉

基本配置（3 職種）			追加配置				配置人数/ 配置基準
保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員等	職種				
○	○	○	社会福祉士 ○	社会福祉士 ○	保健師 ○	社会福祉士 △	6.5人/ 7 人

基本配置部分の柔軟化



※R6.4.1 から追加配置職員は職種ごとに複数配置(上の例は社会福祉士が2人以上)する場合には、一部の専門職員は非常勤、常勤換算でも可能としている

〈改正後〉

基本配置（3 職種）			追加配置				配置人数/ 配置基準
保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員等	職種				
○	○	△△ △	社会福祉士 ○	社会福祉士 ○	保健師 ○	社会福祉士 △	6.5人/ 7人

常勤職員1人=非常勤職員2人

配置人数は同じ

常勤換算の運用について

●原則、センターには常勤職員をおくこととなっており、運営協議会が、第1号被保険者数及びセンターの運営状況を勘案して必要と認めるときは常勤換算方法による職員の配置が可能となるため、実施要件等を検討する必要がある。

1 実施要件（案）

・基本要件について

(1) 職種ごとに複数配置しているセンターにおいて、常勤職員を配置することが著しく困難であること

例) 著しく困難とは・・・法人内での異動による配置が困難・一定期間ハローワーク等に求人募集を行っても職員が採用できない場合など

(2) (1)以外で運営協議会が認めるとき

・配置要件について（案）

常勤換算法により非常勤職員2名で、常勤職員1名となること

基本配置職員の3職種が常勤換算法による配置されても、センター長は常勤職員であること

2 運用方法

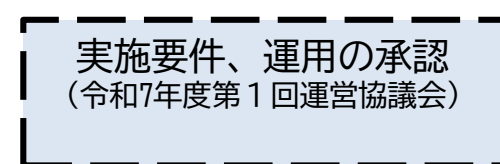
【パターン1】 受託法人からの届け出を市が審査し（実施要件の確認等）により可否を決定。

実施状況等について運営協議会へ事後報告（センターと居宅介護事業所との委託契約のイメージ）

【パターン2】 受託法人からの届け出を市が審査し、運営協議会へ意見徴収後に可否を決定（指定介護予防事業所の新規指定届出のイメージ）

【実施の流れ（イメージ）】

◆実施要件の協議（3/28運協）



案提示

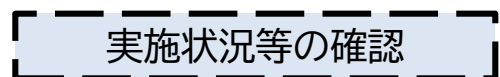
承認

実施要件等の検討及び作成
センターへの周知

内容周知

実施の検討

◇パターン1の流れ



報告

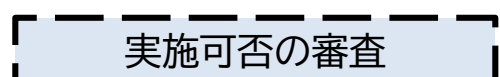
審査・承認
運営協議会への報告

届出

可否決定

実施に係る届出

◇パターン2の流れ



審査報告

可否決定

事前協議・運営協議会に審査依頼
法人へ可否通知
運営協議会への報告

届出

可否通知

市との事前協議、
実施に係る届出

報告

1 地域包括支援センターの専門職に「準ずる者」の要件について

① 保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員に準ずる者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

2 育成計画について

① 報告内容

- （ア）主任介護専門員研修の受講日
- （イ）助言を行う主任介護支援専門員氏名（助言担当者）
- （ウ）助言担当者が行う支援内容
- （エ）その他センターが必要と認める事業

② 育成計画の様式

通知では記載内容のみが定められ、育成計画の様式は定めないとされている

3 取扱い開始日

令和7年度～

総合相談支援事業の一部委託について

【総合相談支援とは】

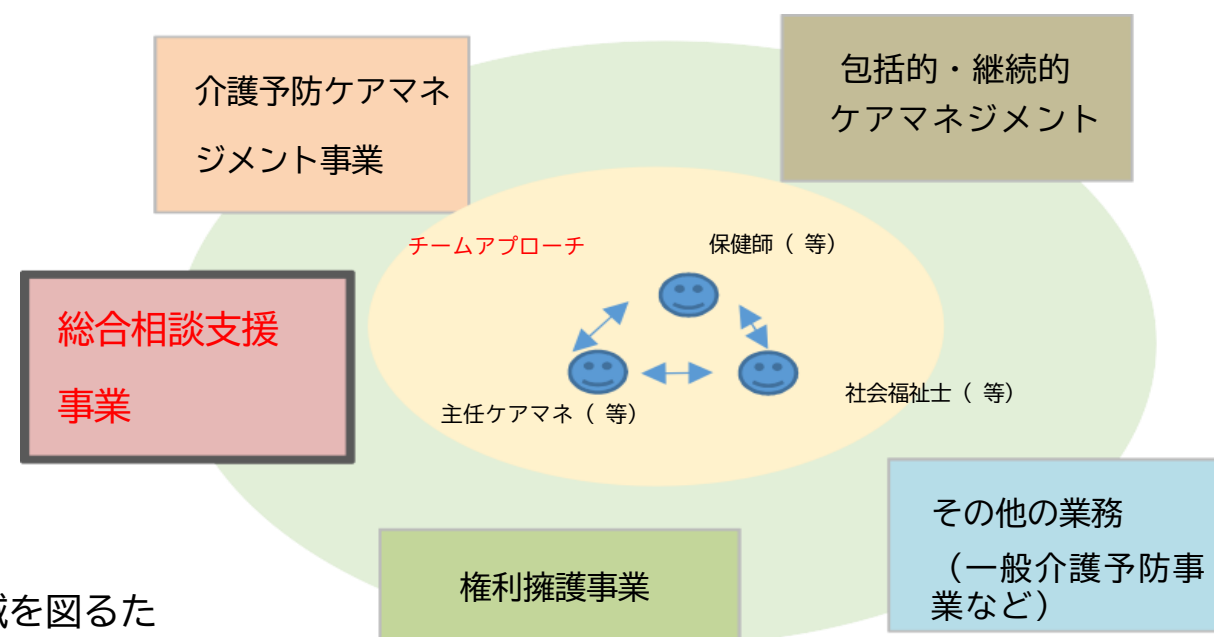
地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要か把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うもの（介護保険法第115条の45第2項第1号）

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務負担軽減を図るため、令和6年度の介護保険制度改正により「総合相談支援事業」の一部を指定居宅介護支援事業者等へ委託ができるようになった

【一部委託を受けることのできる者】

- ・ 指定居宅介護支援事業者
- ・ 老人介護支援センターの設置者
- ・ 一部事務組合又は広域連合を組織する市町村
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く）

なお、地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで所定の事項を届け出る必要がある。



今後について

- （１）市内の事業所への意向調査
- （２）地域包括支援センターへ意見聴取
- （３）地域包括支援センター運営協議会においても当該委託の実施について御意見をいただきたいと思います。

地域包括支援センター制度改正内容

実施(予定)年度	内容	変更前	変更後
令和5年度	①センター職員に欠員が生じた期間の人件費取扱の見直し	・職員に欠員が生じた月の翌々月から欠員の補充いた前月までの人件費を減額 ・保健師に準ずる者(看護師)を配置した場合は、委託料から保健師分の金額5%を減額	欠員を減額要件とせず、当初契約金から委託料収支報告書に基づき精算する 令和5年度から適用するため、令和6年2月1日付けで変更契約を行った
令和6年度	①配置職種の緩和	3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)と保健師の準ずる者	3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員) 各3職種に準ずる者
	②宇久地域包括支援センターの開設日と開設時間、配置職員数の変更	開設日：月～土(祝日・12/29～1/3を除く) 開設時間：9:00～18:00 配置職員数：2名	開設日：月～金(祝日・12/29～1/3を除く) 開設時間：8:30～17:15 配置職員数：1名
	③追加配置職員の雇用体制の変更	常勤職員	職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤職員の配置を可能とする
令和7年度(案)	①センターに事務職員の配置	配置なし	専門門職がより専門的な業務に従事できるように、事務職員の配置を可能とする
	②主任介護支援専門員に準ずる者の範囲を追加	(1)リーダー研修の修了、かつ介護支援専門員の実務経験と同職相談支援の知識、能力を有する者	(2)将来的に主任介護支援専門員養成研修受講予定者を追加し、(1)と(2)のいずれかに該当する者

地域包括支援センター負担軽減策

実施(予定)年度	内容	変更前	変更後
令和 7 年度(案)	③基本配置職員の柔軟な配置 (条例改正予定)※1	常勤職員の 3 職種を配置	・一定の条件のもと常勤換算法による非常勤職員の配置を可能とする。 ・複数の圏域で高齢者数を合算し、3 職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする。

※1 地域包括支援センター運営協議会が、第 1 号被保険者の数および地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要と認められた場合に、配置可能とする

宇久地域包括支援センターの 今後について

宇久包括支援センターの今後について

1・宇久の現状

●人口数

人

全人口(R6.10.1付)	1,760
高齢者数（65歳以上）	1,059
後期高齢者（75歳以上）	562
要支援認定者	46
要介護認定者	100
高齢化率（％）	60.2

●事業所一覧

事業所名	種別	運営主体
居宅介護支援事業所 なごみ	居宅介護支援	和 合同会社
社協 宇久居宅介護支援事業所	居宅介護支援	佐世保市社協
社協 宇久訪問介護事業所	訪問介護	佐世保市社協
社協 宇久通所介護事業所	デイサービス	佐世保市社協
特別養護老人ホーム 啓寿園	老人福祉施設、ショートステイ	社会福祉法人福壽会
宇久高齢者生活福祉センター慈恵苑	生活支援ハウス	佐世保市(社協へ委託)

指定管理

●宇久地域包括支援センター配置職員

R6年度 配置職員	主任介護支援専門員 1名
	指定介護予防事業 3名

●総合相談業務実績

(件)

R5年度	164
R6.4月～R6.11月	142

※月平均15～16件

(件)

●介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務実績

			宇久包括	
内容	項目		令和5年度	R6.4月～R6.11月
新規でプラン作成数（実）	要支援 認定者	予防給付のみ	1	0
		予防給付と総合事業	2	0
		総合事業のみ	6	13
	事業対象者		4	4
包括分給付管理数(実)	要支援 認定者	予防給付プラン	55 (4.5件/月)	27 (3.4件/月)
		総合事業プラン	277 (23件/月)	266 (34件/月)
	事業対象者の総合事業プラン		71 (6件/月)	47 (6件/月)

※依頼分はなし